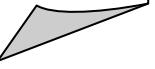


地域情報センターサーバ機器更新等賃貸借契約書



地域情報センターサーバ機器更新等 貸貸借契約書

明石市（以下「発注者」という。）と [] （以下「受注者」という。）とは、受注者所有の地域情報センターサーバ通信機器の貸貸借（保守を含む）に関し、次の通り契約を締結する。

（総 則）

第1条 発注者及び受注者は本書に基づき、設計図書（添付の図面、仕様書等をいう。）に従い、日本国の法令及び明石市契約規則（平成5年規則第10号）を遵守し、本契約を履行しなければならない。

（賃借物件の引渡完了期日及び引渡場所）

第2条 受注者は、令和7年1月31日までに発注者の指定する場所にて、賃借物件を使用可能な状態で設置を完了するものとする。

（賃貸借期間）

第3条 この契約は、令和7年2月1日から令和12年1月31日までとする。

2 賃貸借期間を満了したときは、受注者は発注者に対し賃借物件を無償譲渡すること。

（賃貸借料）

第4条 賃借物件の賃借料は、月額 [] 円（うち消費税額 [] 円）とし、令和7年2月1日から起算する。ただし、月の中途においてこの契約の全部若しくは一部を解約したとき、又は受注者の責に帰する事由により発注者が賃借物件を使用できなかったときは、当該月分の賃借料は、その使用できなかった割合に応じ、その月の暦日数に基づき日割計算により算定した額とする。

2 前項の消費税額は、賃借料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 本契約に係る契約保証金は、当該年度の契約金額（第4条に規定する起算日以降契約期間の満了日までの期間に係る賃借料相当額）の10分の1以上とする。ただし、この契約の不履行によって生ずる発注者の損害を補するため、履行保証保険契約を締結した場合は、契

約保証金を免除する。

(賃貸借料の支払い)

第6条 発注者は、毎月の月額賃借料を、翌月初めに受注者から請求を受け、請求を受けた日から30日以内に受注者に支払うものとする。

(賃借物件の保守等)

第7条 受注者は、賃借物件が常に良好、適正な機能を発揮するよう第1条に掲げる機器の保守点検を行うとともに、機器、ソフトウェア等の利用について、適正な助言、提案等を行うこと。なお、保守点検の日時等については、発注者と協議し、その指示に従うこと。

(管理者の注意等)

第8条 発注者は、賃借物件を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 発注者または受注者は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償の額は発注者及び受注者協議の上決定する。

(身分証明書の携帯及び秘密保持)

第9条 受注者は、賃借物件の設置・保守等のため、その設置場所に立ち入るときは、必ず身分証明書を携帯し、発注者にこれを提示しなければならない。

2 受注者は、前項の業務の処理に際して知り得た秘密を第3者に漏らしてはならない。本契約が終了し、または解約された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第10条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(情報セキュリティ対策の実施)

第11条 受注者は、明石市情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

2 受注者は、従業員に対し情報セキュリティ教育を実施しなければならない。

3 受注者は、情報セキュリティ事故が発生した場合には、速やかに発注者へ報告するとともに、その事故原因の調査等及び原状復帰に協力しなければならない。

4 受注者は、この契約による事務を処理するにあたり、情報セキュリティ対策の実施状況を報告し、必要があれば発注者は受注者に対し改善を求めることができる。

(契約解除及び違約金)

第12条 発注者は、相手方が正当な理由なくしてこの契約に定める条項を履行しない場合には、文書をもって通知し、この契約を解除することができるものとする。

2 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 本契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。
- (2) 本契約の履行について、受注者に不正な行為があったとき。
- (3) 故意又は過失により、発注者に重大な損害を与えたとき。
- (4) 正当な理由なく、契約の履行を怠ったとき。
- (5) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であることが認められるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (9) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(5)から(9)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (11) 受注者が、(5)から(9)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(10)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

3 前項の規定により発注者がこの契約を解除した場合において、受注者は、当該年度の支払い

予定額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。

(条件付契約解除)

第 13 条 発注者は翌年度以降において発注者の歳入歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合は、この契約を解除するものとする。

2 前項の規定による契約の解除に伴い、受注者に損害が生じたとき、その賠償等については、発注者及び受注者協議の上定めるものとする。

(契約解除による搬出費用)

第 14 条 発注者が第 12 条によりこの契約を解除した場合において、賃貸借物件の搬出費用は受注者の負担とする。

2 前項に定める以外でこの契約が解除となった場合において、賃貸借物件の搬出費用は発注者の負担とする。

(協議)

第 15 条 本契約に定めのない事項または本契約書の条項について疑義が生じた場合は、明石市契約規則（平成 5 年規則第 10 号）等に定めるところによるほか、必要に応じて発注者及び受注者が協議して解決するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

発注者（賃借人） 明石市中崎1丁目5番1号

明石市

代表者 明石市長 丸谷 聰子

受注者（賃貸人）